

令和 6 年第 1 回臨時市議会議案 条例新旧対照表

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）
市税条例の一部改正 1

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後	改正前
（市民税の減免） 第46条 （略） 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、<u>同項各号に定める事由が発生した日の翌日から30日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> （1）～（3） （略） 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>は</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第74条 （略） 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、その事由が発生した日から30日以内に次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して、これを市長に申請しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りではない。</u> （1）～（5） （略） 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>は</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （特別土地保有税の減免） 第111条 （略） 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日ま	（市民税の減免） 第46条 （略） 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>前項各号に定める事由が発生した日の翌日から30日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> （1）～（3） （略） 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>おいては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第74条 （略） 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、その事由が発生した日から30日以内に次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して、これを市長に申請しなければならない。 （1）～（5） （略） 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （特別土地保有税の減免） 第111条 （略） 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日

改正後	改正前
でに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1) ～ (3) (略) 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 <u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> 第4条の5 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第4条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第21条、第23条から第24条の2まで、附則第3条の2第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、前条及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第23条の2第2項、第43条の5第1項及び前条の規定の適用については、第23条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第43条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> <u>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</u> 第4条の6 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第33条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市</u>	までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ～ (3) (略) 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則

改正後	改正前
<u>民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）</u>、<u>特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）</u>及び<u>普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）</u>からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第３２条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。 <u>（２） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはしないものとし、第３２条第１項に規定する第２期の納期（以下この項及び次条第１項において「第２期納期」という。）においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第３２条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）及び同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u> <u>（３） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満</u>	

改正後	改正前
<u>たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> <u>2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第43条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u> <u>第4条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第43条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第43条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得</u>	

改正後	改正前
に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第43条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	

改正後	改正前
(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> 2 前項の規定の適用がある場合における第43条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の7第	

改正後	改正前
<u>1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u> <u>（1） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第43条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>（2） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>（3） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第43条の5第2項の規定により読み替えられた第43条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とす</u>	

改正後	改正前
<u>る。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における第43条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>5 令和6年度分の個人の市民税につき第43条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第4条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定することにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第24条の2まで、附則第3条の2第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、附則第4条の4及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 (略) 2～4 (略) <u>5 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>6 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>7 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>8 (略)</u> 9 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 10 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 11・12 (略)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 (略) 2～4 (略) <u>5 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>6 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>7 (略)</u> <u>8 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> 9 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 10 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 11・12 (略)

改正後	改正前
(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の2の2 (略) <u>2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の2の5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) (熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の2の6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の2の7 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅に	(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の2の2 (略) (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の2の5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) (熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の2の6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の2の7 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅に

改正後	改正前
について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第７条第１１項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (１)～(６) (略) (特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第６条の２の８ 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第７条第１２項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (１)～(６) (略) (長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第６条の２の９ 法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第７条第１７項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (１)～(５) (略) (土地に対して課する<u>令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第６条の３ 次条から附則第７条の３までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (１)～(７) (略) (８) 平成５年度適用市街化区域農地 法附則第１９条の３第４項	について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第７条第１０項各号に規定する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (１)～(６) (略) (特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第６条の２の８ 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第７条第１１項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (１)～(６) (略) (長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第６条の２の９ 法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第７条第１６項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (１)～(５) (略) (土地に対して課する<u>令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第６条の３ 次条から附則第７条の３までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (１)～(７) (略) (８) 平成５年度適用市街化区域農地 法附則第１９条の３第５項

改正後	改正前
(<u>令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例</u>) 第6条の4 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</u> 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</u> (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第6条の5 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</u> 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年</u>	(<u>令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例</u>) 第6条の4 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</u> 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</u> (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第6条の5 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</u> 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地</u>

改正後	改正前
度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。	等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

改正後	改正前
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置) 第6条の6の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第6条の7 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略)	(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置) 第6条の6の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第6条の7 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略)
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第6条の8 (略) 2・3 (略)	(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第6条の8 (略) 2・3 (略) 4 令和2年度分の固定資産税について市税条例の一部を改正する条例(令和3年藤井寺市第13号)による改正前の市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第6条の8第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第6条の8第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課

改正後	改正前
第6条の9 市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</u> 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （免税点の適用に関する特例） 第7条の3 附則第6条の5、第6条の7、第6条の8又は第6条の9の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第65条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第6条の5、第6条の7又は第6条の9の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第6条の8の規定の適用	<u>税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u> 第6条の9 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）</u> （当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （免税点の適用に関する特例） 第7条の3 附則第6条の5、第6条の7、第6条の8又は第6条の9の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第65条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第6条の5、第6条の7又は第6条の9の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第6条の8の規定の適用

改正後	改正前
を受ける市街化区域農地（附則第6条の9の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第6条の8第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第9条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略） <u>（5） 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第10条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略） <u>（5） 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 （略） （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第11条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略） <u>（5） 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	を受ける市街化区域農地（附則第6条の9の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第6条の8第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）<u>又は第4項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第9条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第10条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略） 4 （略） （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第11条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略）

改正後	改正前
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の特例) 第14条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の4 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並び</u>	(短期譲渡所得に係る個人の市民税の特例) 第14条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の4 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)

改正後	改正前
<u>に附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の4の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 (略) (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第6条の5第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第6条の3第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第108条第1号及び第112条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第6条の5第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月	3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の4の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 6 (略) (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第6条の5第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第6条の3第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第108条第1号及び第112条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第6条の5第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月

改正後	改正前
1 日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第108条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3・4 （略） （宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 第18条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業	1 日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第108条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3・4 （略） （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 第18条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係

改正後	改正前
地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）	る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）

改正後	改正前
第18条の2 地方税法等の一部を改正する法律附則第21条第1項の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 第18条の3 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	第18条の2 地方税法等の一部を改正する法律附則第14条第1項の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 第18条の3 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
(略) 第18条の6 市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、附則第18条の4の規定により附則第6条の8の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	(略) 第18条の6 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、附則第18条の4の規定により附則第6条の8の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

改正後	改正前
第18条の7 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	第18条の7 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

